

第2期教育振興基本計画の進捗状況について(概要) (初等中等教育分科会関係)

※本資料は、第2回教育振興基本計画部会(平成27年10月5日)に提出したものから、初等中等教育分科会関連部分を抜粋し、時点更新したもの。

平成28年3月

第2期教育振興基本計画に掲げられた方向性

今後の社会の方向性

⇒ 「自立」「協働」「創造」の3つの理念の実現に向けた生涯学習社会を構築

「自立」… 一人一人が、多様な個性・能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことのできる社会

「協働」… 個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かして、共に支え合い、高めあい、社会に参画することのできる社会

「創造」… これらを通じて更なる新たな価値を創造していくことのできる社会

教育行政の4つの基本的方向性（生涯の各段階を貫く方向性を設定）

1. 社会を生き抜く力の養成 ～多様で変化の激しい社会の中で個人の自立と協働を図るための主体的・能動的な力～

→ 「教育成果の保証」に向けた条件整備

2. 未来への飛躍を実現する人材の養成 ～変化や新たな価値を主導・創造し、社会の各分野を牽引していく人材～

→ 創造性やチャレンジ精神、リーダーシップ、日本人としてのアイデンティティ、語学力・コミュニケーション能力などの育成に向けた多様な体験・切磋琢磨の機会の増大、優れた能力と多様な個性を伸ばす環境の醸成

3. 学びのセーフティネットの構築 ～誰もがアクセスできる多様な学習機会を～

→ 教育費負担軽減など学習機会の確保や安全安心な教育研究環境の確保

4. 絆づくりと活力あるコミュニティの形成 ～社会が人を育み、人が社会をつくる好循環～

→ 学習を通じて多様な人が集い協働するための体制・ネットワークの形成など社会全体の教育力の強化や、人々が主体的に社会参画し相互に支え合うための環境整備

★ この4つの方向性に基づいて、8つの成果目標（及びその達成度を客観的に計測するための成果指標）、30の基本施策を体系的に整理（4のビジョン、8のミッション、30のアクション）

第2期教育振興基本計画の進捗状況の点検について

第2期教育振興基本計画（抜粋）

第3部 施策の総合的かつ計画的な推進のために必要な事項

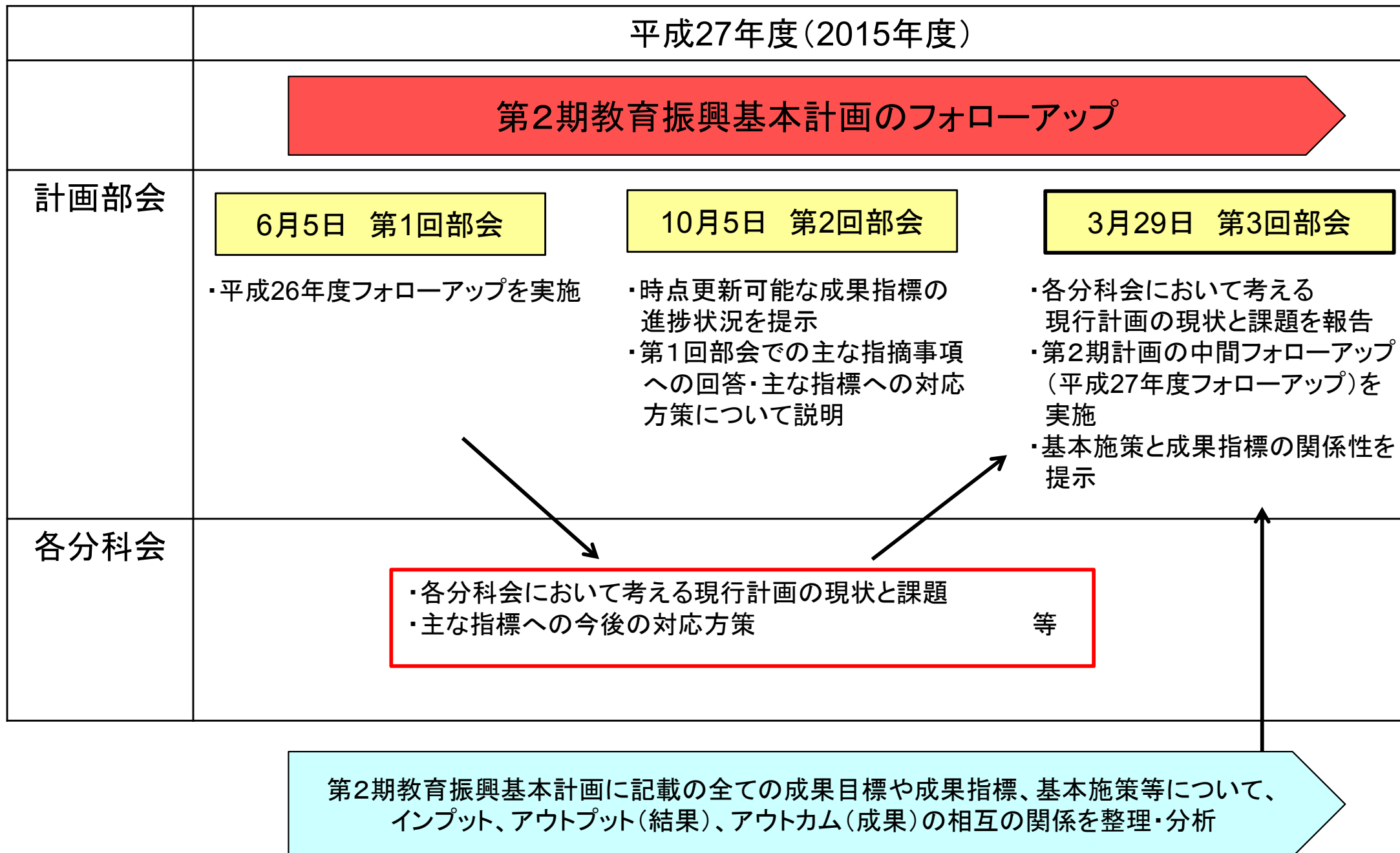
Ⅱ 進捗状況の点検及び計画の見直し

成果目標・成果指標の達成度合いや、各基本施策の進捗状況について、定期的に可能な限りデータなどを用いて客観的に点検し、その後の施策等の方向性に反映させるとともに、広く国民に情報提供していくことが必要である。その際、あわせて、各成果指標に係る統計調査等の目的・方法等について分析するなどして、各成果目標の達成度合いを測定するものとして当該指標が最も適切であるかどうか、不断の見直しを行っていくことが重要である。

（本資料の性質）

- 基本的方向性・成果目標ごとに主な成果指標の達成状況及び基本施策の進捗状況を提示している。
- 成果指標の達成状況については、原則、平成24年度（第2期教育振興基本計画の策定（平成25年6月14日）の前年度）との比較により示しているが、当該年度のデータが存在しない場合には、平成24年度以前の最も新しいデータと比較している。

今年度(平成27年度)のスケジュール



基本的方向性1 社会を生き抜く力の養成

成果目標1(「生きる力」の確実な育成)

変化の激しい社会を生き抜くことができるよう、「生きる力」を一人一人に確実に身に付けさせることにより、社会的自立の基礎を培う。また、一人一人の適性、進路等に応じて、その能力を最大限伸ばし、国家及び社会の形成者として必要な資質を養う。(確かな学力)世界トップの学力水準を目指す。

(豊かな心)豊かな情操や、他者、社会、自然・環境と関わり、自らを律しつつ共に生きる力、主体的に判断し、適切に行動する力などを持つ子どもを育てる。

(健やかな体)今後10年間で子どもの体力が、体力水準の高かった昭和60年頃の水準を上回ることを目指すなど、生涯にわたってたくましく生きるために必要な健康や体力を養う。

主な基本施策の進捗状況

基本施策1 確かな学力を身に付けるための教育内容・方法の充実

【基本的考え方】

- 子どもたちに基礎的・基本的な知識・技能と思考力・判断力・表現力等、主体的に学習に取り組む態度などの確かな学力を身に付けさせるため、教育内容・方法の一層の充実を図る。その際、特に、自ら課題を発見し解決する力、他者と協働するためのコミュニケーション能力、物事を多様な観点から論理的に考察する力などの育成を重視する。
- このため、グループ学習やICTの活用等による協働型・双方向型の授業への革新、学校と家庭・地域との連携の推進を図りつつ、新学習指導要領を着実に実施する。また、高等学校段階においては、高校生としての基礎的・基本的な学力を確実に身に付けさせるため、生徒の学習の到達度を適切に把握する仕組みを導入するなど、高等学校教育の質保証に向けた取組を進めるとともに、各学校における地域の実情や生徒の実態を踏まえた育成すべき資質・能力に応じたきめ細かい施策を講じる。

1-1 新学習指導要領の着実な実施とフォローアップ等(言語活動、理数教育、外国語教育、情報教育等の充実)

● 学習指導要領の着実な実施と不断の見直し

- ・現行の学習指導要領の着実な実施に向けて、その趣旨・内容の徹底や、教育課程編成・実施上の優れた実践の共有等を図るための説明会・協議会を実施。また、思考力・判断力・表現力等の効果的な育成に向け、言語活動の充実に関する実践研究を実施するなど、各教科等を通じた言語活動の充実のための取組を推進。
※理数教育、外国語教育等の充実については該当項目を参照。
- ・平成27年8月に新しい学習指導要領等が目指すべき姿について、中央教育審議会にて「教育課程企画特別部会 論点整理」を取りまとめ。「論点整理」においては、「社会に開かれた教育課程」を実現するという理念のもと、学習指導要領等の構造的な見直しを行うこととしており、これからの時代に求められる資質・能力の明確化、「アクティブ・ラーニング」の視点からの学習・指導方法の改善や、カリキュラム・マネジメントや学習評価の充実などが重要と示された。

基本施策2 豊かな心の育成

【基本的考え方】

○ 子どもたちの豊かな情操や規範意識、自他の生命の尊重、自尊感情、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性、公共の精神、主体的に判断し、適切に行動する力などを育むため、道徳教育や人権教育を推進するとともに、体験活動や読書活動、生徒指導、青少年を取り巻く有害情報対策等の充実を図る。

2-1 道徳教育の推進

● 道徳の教科化

・平成27年3月に道徳の時間を新たに「特別の教科 道徳」として位置づけることなどに係る学習指導要領の一部改正等を実施。
平成30年度から小学校、平成31年度から中学校での全面実施に向け、平成27年7月に改正学習指導要領に対応した学習指導要領解説を作成するとともに、平成27年9月に教科用図書検定基準を改正。

2-4 いじめ、暴力行為等の問題への取組の徹底

● いじめ対策の推進(いじめ防止対策推進法への対応)

・いじめ防止対策推進法(平成25年9月施行)に基づく取組状況の把握と検証を行うとともに、いじめの問題を含めた生徒指導上の諸問題に関して、より実効的な対策を講じるため、「いじめ防止対策協議会」を設置。同法及び「いじめの防止等に関する基本的な方針」(平成25年10月文部科学大臣決定)の周知のため、「いじめの防止等に関する普及啓発協議会」や、教員を対象とした「いじめの問題に関する指導者養成研修」を開催。

基本施策4 教員の資質能力の総合的な向上

【基本的考え方】

- 基本施策1、2、3に掲げた質の高い学習を実現するため必要な教員の資質能力を総合的に向上させる。
- すなわち、課題探究型の学習、協働的な学びなど、新たな学びを展開するための教員の実践的指導力、高度な専門的知識や地域と連携・協働する力などを向上させるため、教育委員会と大学との連携・協働により、修士レベル化を想定しつつ養成・採用・研修の各段階を通じた一体的な改革を行い、教職生活全体を通じて学び続ける教員を継続的に支援するための仕組みを構築する。

4-1 学び続ける教員を支援する仕組みの構築 -養成・採用・研修の一体的な改革-

● 教職員の資質向上や学校組織全体の総合力の向上

・教員養成・採用・研修の一体改革や学び続ける教員を支えるキャリアシステム構築のための体制整備等の具体的方策について、平成27年12月に「これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について」の答申を取りまとめ、平成28年1月に「次世代の学校・地域」創生プランを公表。

主な成果指標の達成状況

【確かな学力】

(成果指標①)

国際的な学力調査の平均得点を調査国中トップレベルにする。

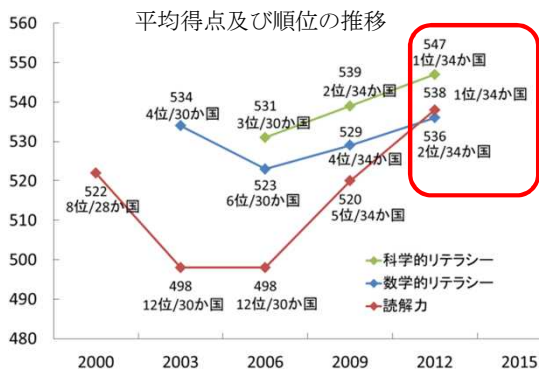
→ PISA2012において調査国中トップレベル

あわせて、習熟度レベルの上位層の増加、下位層の減少。

→ PISA2009からPISA2012にかけて、上位層の増加、下位層の減少が見られる
計画策定以降の推移については、PISA2015の結果を確認

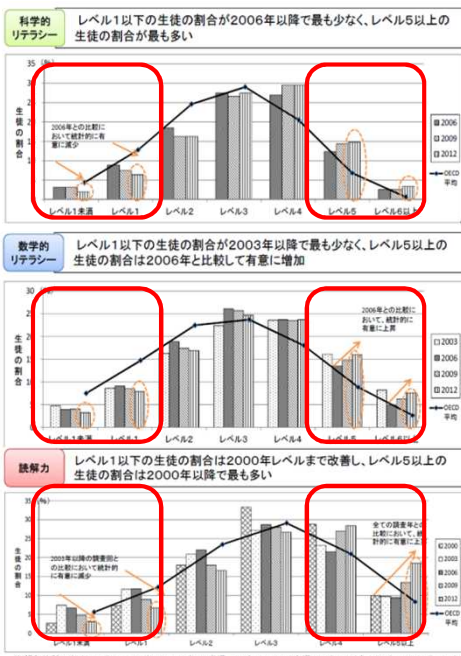
OECD生徒の学習到達度調査(PISA2012)

習熟度レベル別の生徒の割合



※順位はOECD加盟国中
※数学的リテラシー、科学的リテラシーは経年比較可能な調査回以降の結果を掲載

(資料)「OECD生徒の学習到達度調査(PISA2012)」(国立教育政策研究所)



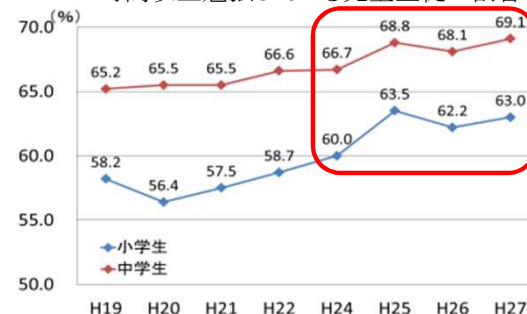
※経年比較のため、レベル1=レベル1a、レベル1未満=レベル1b+1b未満、レベル5以上=レベル5+レベル5以上として記載

(成果指標②)

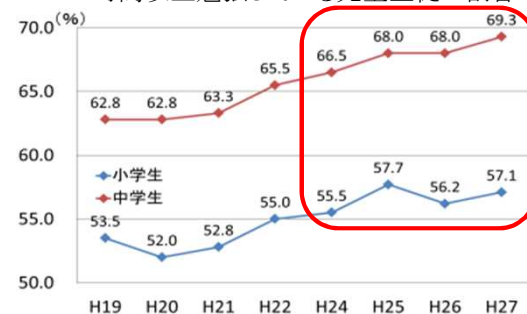
児童生徒の学習意欲の向上や学習習慣の改善

→ 平成24~27年度の結果を比較すると、1時間以上勉強している児童生徒の割合は増加

学校の授業時間以外で平日に1日当たり1時間以上勉強している児童生徒の割合



学校の授業時間以外で土日に1日当たり1時間以上勉強している児童生徒の割合



(資料)「全国学力・学習状況調査(平成19年度~平成27年度)」(文部科学省)

【参考】平成27年度全国学力・学習状況調査において課題のある点

○課題のある点

【小学校】

- ・国語・・・筆者の意図や思考を想定しながら文章全体の構成や表現を捉えること等。
- ・算数・・・基準量、比較量、割合の関係を捉え、基準量を求めること等。
- ・理科・・・実験結果を基に自分の考えを改善すること等。

【中学校】

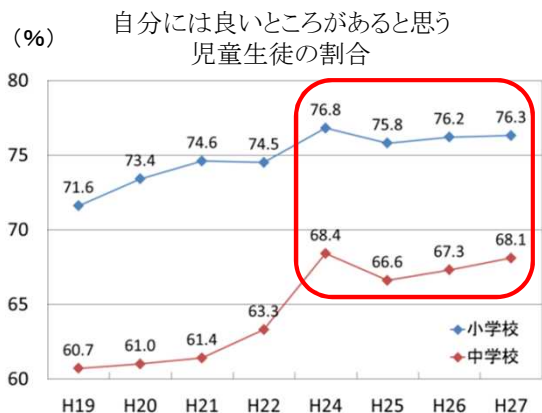
- ・国語・・・伝えたい事実や事柄について根拠を明確にして書くこと等。
- ・数学・・・記述問題について、数学的な表現を用いた理由の説明等。
- ・理科・・・課題に正対した実験の計画や考察等。

【豊かな心】

(成果指標①)自分自身や他者、社会等との関わりに関する意識の向上

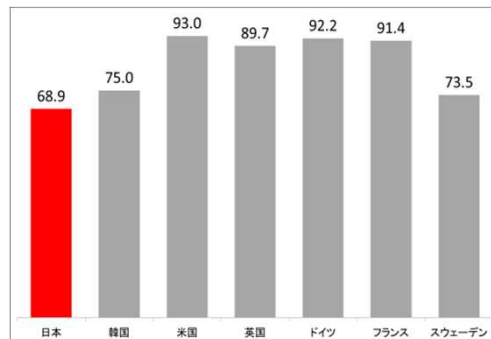
・自分には良いところがあると思う児童生徒の割合の増加

→ 平成24～27年度の結果を比較すると、横ばい



(資料)「全国学力・学習状況調査(平成19年度～平成27年度)」(文部科学省)

(参考)自分には長所があると感じている若者(満13歳から満29歳)の割合



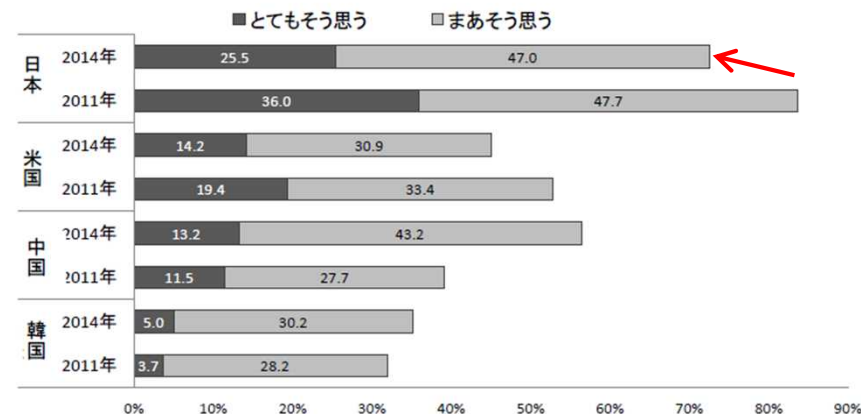
※調査対象:日本、韓国、アメリカ、英国、ドイツ、フランス、スウェーデンの満13歳から満29歳までの男女

調査時期:いずれの国も、平成25年11月から12月までの間に実施

(資料)「平成25年度我が国と諸外国の若者の意識に関する調査」(内閣府)

(参考)自分はダメな人間だと思うことがある高校生の割合

日本は2011年と2014年を比べると1割減少している。米国もやや減少傾向である。中国と韓国は3年前より増加している。特に中国の割合が2011年の39.2%から2014年の56.4%と大きく上昇した。



(出典)「高校生の生活と意識に関する調査報告書ー日本・米国・中国・韓国の比較ー(平成27年8月)」(国立青少年教育振興機構)を基に作成

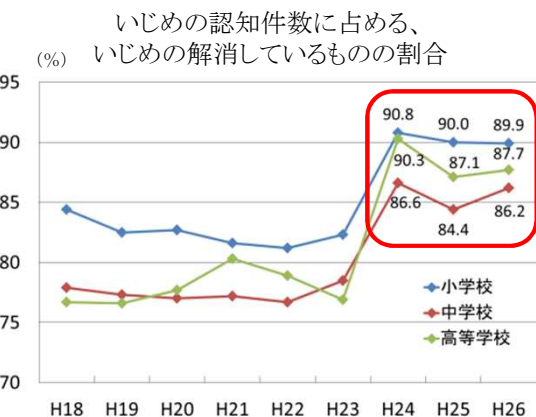
(成果指標②)いじめ、不登校、高校中退者の状況改善

(いじめの認知件数に占める、いじめの解消しているものの割合の増加、

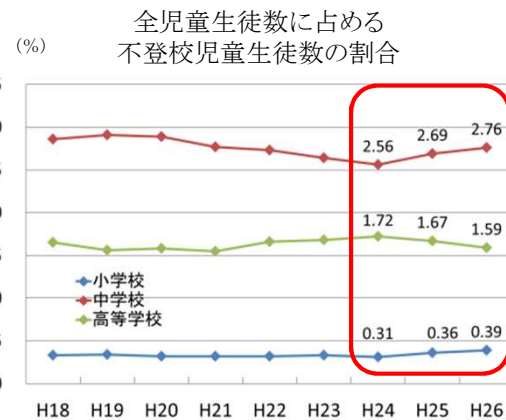
→ 平成24～26年度の結果を比較すると、概ね横ばい

全児童生徒数に占める不登校児童生徒数の割合、

→ 平成24～26年度の結果を比較すると、小中学校で増加、高等学校で減少



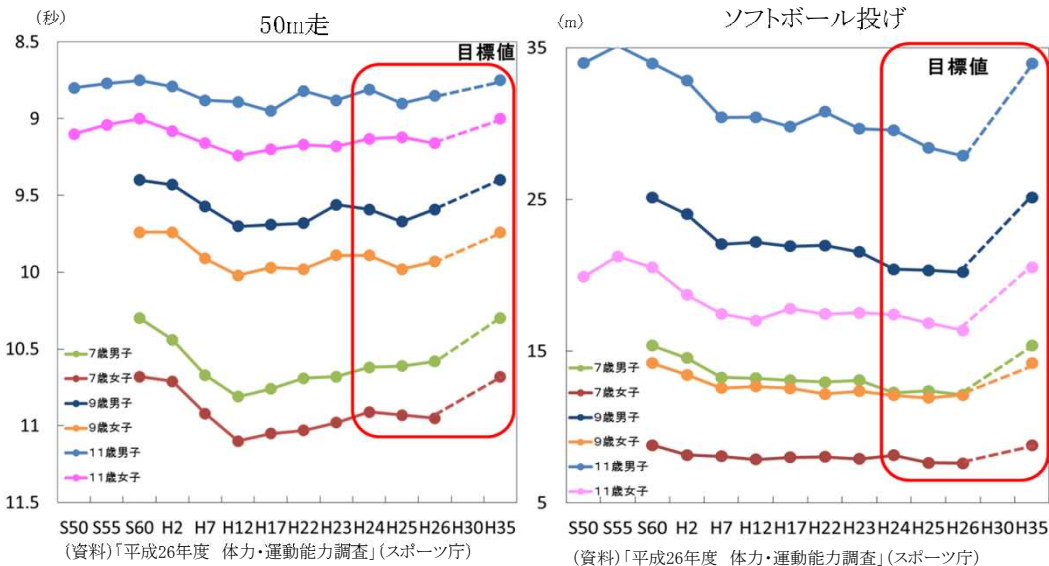
(資料)「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(平成18年度～平成26年度)」(文部科学省)



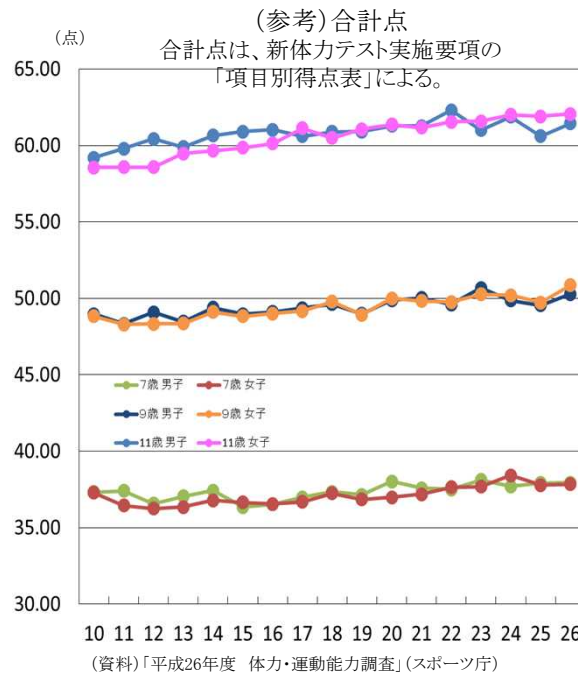
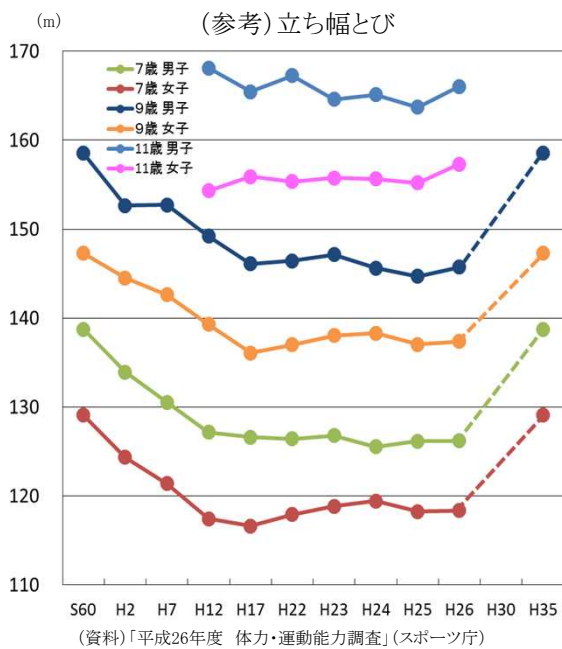
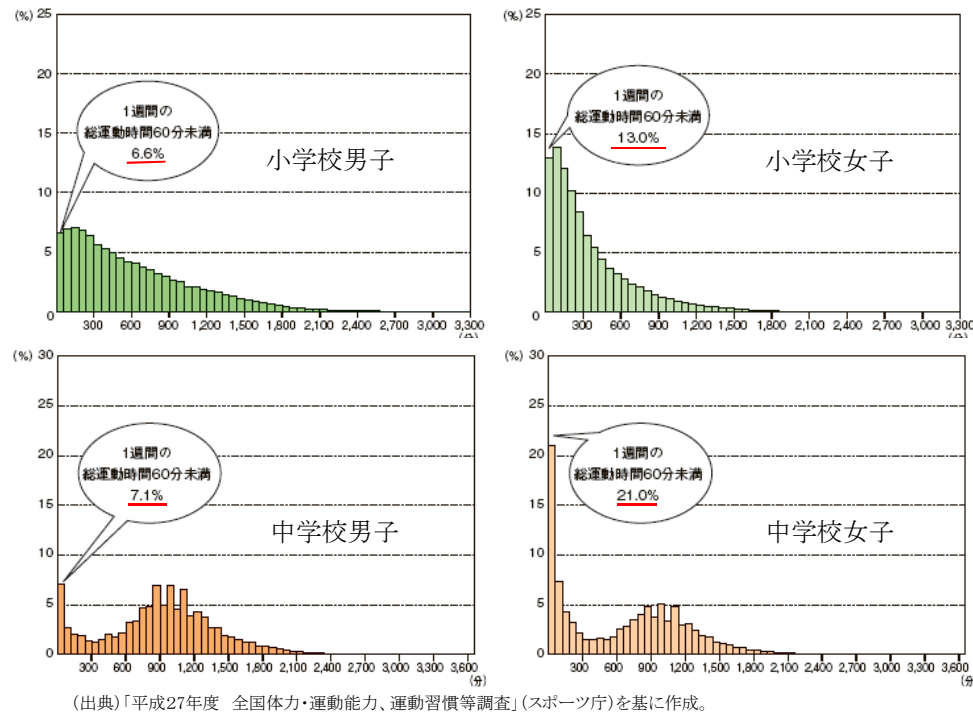
【健やかな体】

(成果指標①) 体力の向上傾向を確実にする(今後10年間で子どもの体力が昭和60年頃の水準を上回ることを目指す)。

→ 平成24~26年度の結果を比較すると、50m走では7歳男子、9歳男子は向上、7歳女子は低下、他は横ばい。ソフトボール投げでは9歳女子は向上、7歳女子、9歳男子、11歳男子、11歳女子は低下、7歳男子は横ばい。



(参考) 運動する子供としない子供の状況



基本的方向性2 未来への飛躍を実現する人材の養成

成果目標5(社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等の養成)

「社会を生き抜く力」に加えて、卓越した能力を備え、社会全体の変化や新たな価値を主導・創造するような人材、社会の各分野を牽引するリーダー、グローバル社会にあって様々な人々と協働できる人材、とりわけ国際交渉など国際舞台で先導的に活躍できる人材を養成する。
これに向けて、実践的な英語力をはじめとする語学力の向上、海外留学者数の飛躍的な増加、世界水準の教育研究拠点の倍増などを目指す。

主な基本施策の進捗状況

基本施策14 優れた才能や個性を伸ばす多様で高度な学習機会等の提供

【基本的考え方】

- 社会全体の変化や新たな価値を主導・創造する人材等を育成するためには、初等中等教育段階から、「社会を生き抜く力」を育成し、各分野に興味・関心を有する子どもの裾野を拡大するとともに、その才能を見いだして、創造性やチャレンジ精神などをより一層伸ばしていくことが必要である。
- このため、意欲と能力のある児童生徒等に対し、ハイレベルな学習機会や切磋琢磨する場を提供することが求められ、これまで活用事例の少ない大学への飛び入学促進、高等学校段階における早期卒業制度の検討や、先進的な教育を受ける機会の提供や全国レベルで競い合う科学の甲子園等の推進を含めた理数教育の充実などを図る。

14-2 理数系人材の養成

● 次代を担う科学技術人材の育成・確保

- ・スーパーサイエンスハイスクール(H27:203校を指定)、グローバルサイエンスキャンパス(H27:5件を選定)、科学の甲子園、国際科学技術コンテスト、サイエンス・インカレ等の取組を実施。

● 理工系人材の育成・確保

- ・平成27年3月に「理工系人材育成戦略」を策定。平成27年5月に設置された「理工系人材育成に関する産学官円卓会議」において、産学官それぞれに求められる役割や具体的な対応について検討を行い、教育機関と産業界との連携を強化することにより、戦略的な人材育成を実施。

基本施策16 外国語教育、双方向の留学生交流・国際交流、大学等の国際化など、グローバル人材育成に向けた取組の強化

【基本的考え方】

- グローバル化が加速する中で、日本人としてのアイデンティティや日本の文化に対する深い理解を前提として、豊かな語学力・コミュニケーション能力、主体性・積極性、異文化理解の精神等を身に付けて様々な分野で活躍できるグローバル人材の育成が重要である。
- このため、「社会を生き抜く力」の確実な養成を前提とし、英語をはじめとする外国語教育の強化、高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進、大学等の国際化のための取組(秋季入学に向けた環境整備、海外大学との国際的な教育連携等)への支援、国際的な高等教育の質保証(単位の相互認定、適切な成績評価等)の体制や基盤の強化等を実施するとともに、意欲と能力ある全ての日本の若者に、留学機会を実現させる。

16-1 英語をはじめとする外国語教育の強化

16-2 高校生・大学生等の留学生交流・国際交流の推進

16-3 高校・大学等の国際化のための取組への支援

● 英語教育の抜本的拡充

・2020年を見据えグローバル化に対応した英語教育を行う「英語教育改革実施計画」を平成25年12月に公表。同計画の具体化のため、有識者会議において、「今後の英語教育の改善・充実方策について(報告)」を平成26年9月にとりまとめ。今後、各都道府県ごとに目標を達成するための「英語教育改革プラン」(英語担当教員及び生徒の英語力等)の策定・実行によるPDCAサイクルを構築。

● スーパーグローバルハイスクール

・高校段階からグローバル・リーダーを育成することを目的とするスーパーグローバルハイスクールを支援(H26:56校、H27:56校、計112校を指定)

● 官民が協力した海外留学支援制度等

・留学促進キャンペーン「トビタテ！留学JAPAN」を推進し、若者の海外留学への機運を醸成するとともに、官と民が協力した新たな海外留学支援制度を平成26年度に創設、奨学金等による留学経費の負担軽減及び質の向上を図っている。

【大学全国コース】

(第1～4期)約1,400人を採用し、順次留学開始。(第5期)平成27年12月より学生募集中(平成28年3月8日締切)。

【高校生コース】

(第1期)303人を採用し、順次留学開始。(第2期)現在選好中、平成28年5月中下旬採否決定予定。

【地域人材コース】

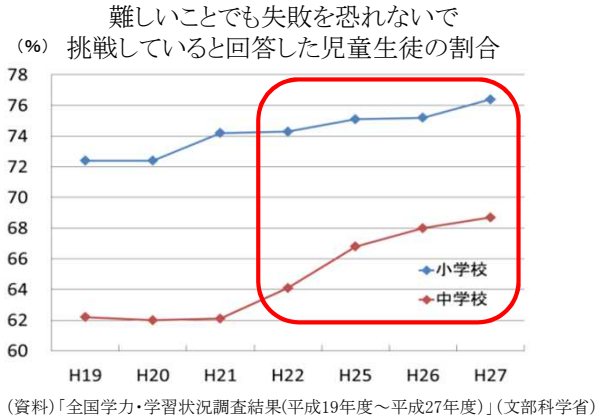
(平成27年度)11地域事業を採択、各地域において計72名(第3期及び第4期派遣留学生として)の学生を採用。

(平成28年度)現在地域事業を選考中、平成28年2月下旬～3月上旬支援対象地域決定予定。

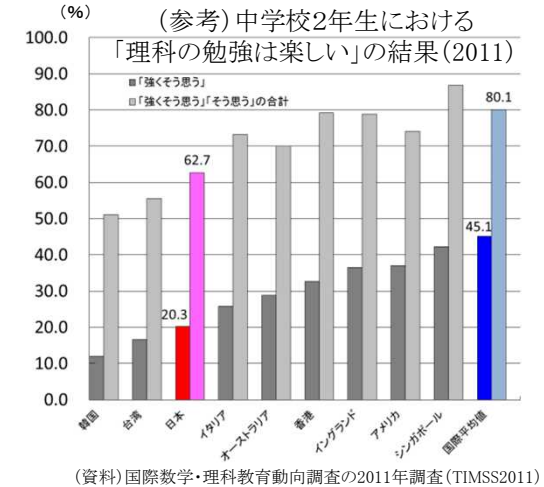
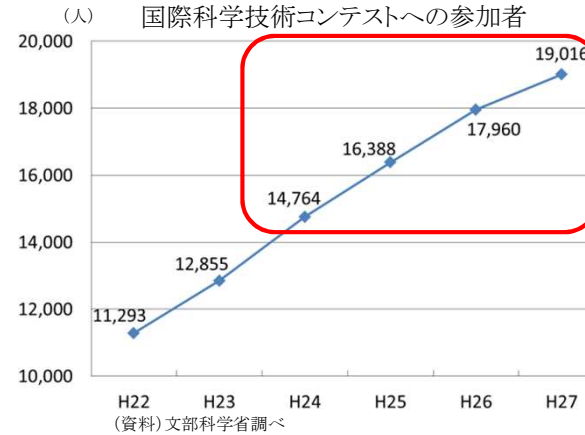
主な成果指標の達成状況

<新たな価値を創造する人材関係>

(成果指標②) 難しいことでも失敗を恐れずに挑戦している
 児童生徒の割合の増加 → 平成22~27年度の結果を比較すると、増加

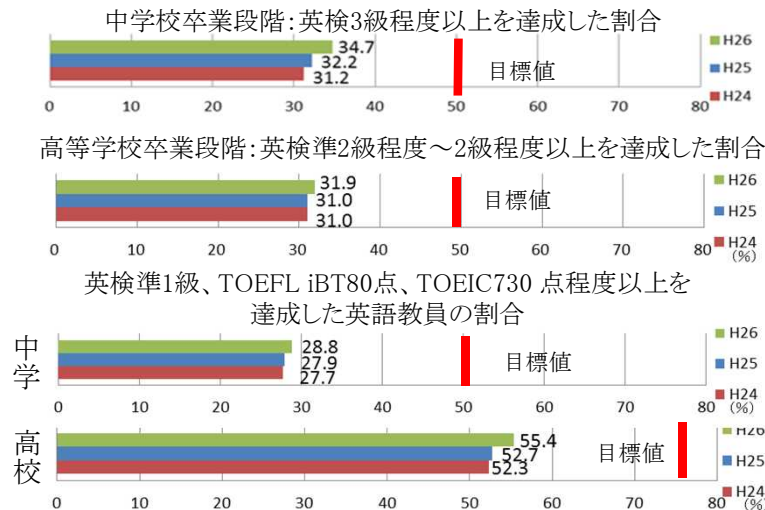


(成果指標③) 国際科学技術コンテストへの参加者の増加
 → 平成24~26年度の結果を比較すると、増加



<グローバル人材関係>

(成果指標①) 国際共通語としての英語力の向上
 ・学習指導要領に基づき達成される英語力の目標を達成した中高校生の割合50%
 (成果指標②) 英語教員に求められる英語力の目標を達成した英語教員の割合
 (中学校: 50%、高等学校: 75%) → 平成24~26年度の結果を比較すると、増加



(参考) 平成27年度「英語教育改善のための英語力調査」の結果(速報)

中学校3年生 A1レベル上位(英検3級程度)以上の割合

聞くこと: 20.2%、話すこと: 32.6%
 読むこと: 26.1%、書くこと: 43.2%

高校3年生 A2・B1レベル(英検準2級・2級程度)以上の割合

聞くこと: 26.3%、話すこと: 11.0%
 読むこと: 31.9%、書くこと: 17.9%

基本的方向性3 学びのセーフティネットの構築

成果目標6(意欲ある全ての者への学習機会の確保)

様々な困難や課題を抱え支援を求めている者に対して、生涯を通じて多様な学習機会を確保する。
また、能力と意欲を有する全ての者が中等・高等教育を受けられるようにする。
これを通じて、経済的、時間的、地理的制約等による教育格差を改善する。

主な基本施策の進捗状況

基本施策17 教育費負担の軽減に向けた経済的支援

【基本的考え方】

- 教育格差の固定化解消に向けて、これまでも就学支援や公立高校授業料無償制・高等学校等就学支援金制度、奨学金の充実等の取組を実施してきたところであるが、引き続き、保護者負担を軽減するとともに、意欲・能力のある者の学習機会へのアクセスを可能とするための支援を行う。
- また、東日本大震災により被災した子ども・若者に対し、切れ目のない就学支援を実施する。

17-1 幼児教育に係る教育費負担軽減

● 幼児教育の段階的無償化

- ・幼児教育に係る保護者負担の軽減については、幼稚園就園奨励費補助による支援を行っており、平成27年度については、前年度に引き続き低所得世帯の保護者負担の軽減を図るとともに、市町村に対する補助を拡充し、全ての園児に等しく支援が行われるよう環境整備を図った。
- ・幼児教育無償化については、平成27年7月の「幼児教育無償化に関する関係閣僚・与党実務者連絡会議」における今後の取組の基本方向を踏まえ、平成28年度予算(案)においては、低所得世帯について、①第1子の年齢に関わらず、保育料を第2子半額・第3子以降無償とし、②ひとり親世帯等への保育料軽減を拡充することとしている。
- ・なお、子ども・子育て支援新制度の下創設された施設型給付についても、保護者の所得状況に応じた負担軽減を図っている幼稚園就園奨励費補助事業と同様の措置を講じている。

17-3 高等学校段階に係る教育費負担軽減

● 高校生等への修学支援

- ・平成25年に、低所得者支援の充実と公私間格差の是正の課題に対応するため、「高校授業料無償化制度」に所得制限を設ける法改正を実施。平成26年4月より、高校就学支援金制度を実施。(平成28年度予算(案):3,710億円)
- ・高校生等奨学給付金においては、平成27年度に生活保護受給世帯における補助対象を拡大及び非課税世帯における給付額を増額。平成28年度に向けては、非課税世帯第1子の給付額を増額。(平成28年度予算(案):131億円)

主な基本施策の進捗状況

基本施策18 学習や社会生活に困難を有する者への学習機会の提供など教育支援

【基本的考え方】

- 教育格差の解消に向け、家庭環境等の要因により学力定着等が困難な児童生徒を対象に学力向上のための取組を行う学校への支援を充実するとともに、離島を含めたへき地の子どもたち等に対する就学支援、東日本大震災により被災した子どもたちに対する心のケアや学習支援等を実施する。
- また、家庭の経済的格差の教育格差への影響や格差の再生産・固定化が指摘されていることを踏まえ、挫折や困難を抱えた子ども・若者(例えば、若年無業者、ひきこもり、高校中退者など)や非正規労働者・早期離職者が自立し、再び社会に参画できるようにするため、福祉・労働・保健・医療行政等と緊密に連携・協力し、学習支援や体験活動の実施、キャリアアップや学び直しの機会の提供等を行う。
- さらに、依然として教育上の重要課題である暴力行為、いじめ、不登校など児童生徒の問題行動等の状況の改善に向けて、学校のみならず家庭、地域社会や関係機関が連携した取組を一層推進する必要がある、この点も踏まえて生徒指導体制及び教育相談体制を整備・充実する。

18-1 経済的、地理的条件が不利な子どもたちに対する支援

18-2 「貧困の連鎖」防止等に向けた多様な主体を連携した学習支援等

● 子供の貧困対策の推進

・「子供の貧困対策に関する大綱」を平成26年8月に閣議決定。また、ひとり親家庭・多子世帯等の自立支援等のため、平成27年12月に「すべての子どもの安心と希望の実現プロジェクト」を「子どもの貧困対策会議」において決定。これらを踏まえ、「幼児期から高等教育段階まで切れ目ない教育費負担の軽減」と「学校をプラットフォームとした総合的な子供の貧困対策の推進」(※)を推進。

※ 学校をプラットフォームとした子供の貧困対策に係る主な施策(平成28年度予算(案))

① スクールソーシャルワーカーの配置拡充:9.7億円(3.2億円増)

配置人数 3,047人(800人増)、 貧困対策のための重点加配(新規) 1,000人

【平成31年度末までの目標:1万人(全中学校区(1万校区)に1人の配置)】

② 貧困による教育格差の解消に向けた教員定数の措置:150人(50人増)

③ 地域住民の協力やICTの活用等による学習支援(「地域未来塾」):2.7億円(3,000中学校区、新たに高校生への支援を実施)

【平成31年度末までの目標:5,000中学校区(全中学校区(1万校区)の半数)】

主な成果指標の達成状況

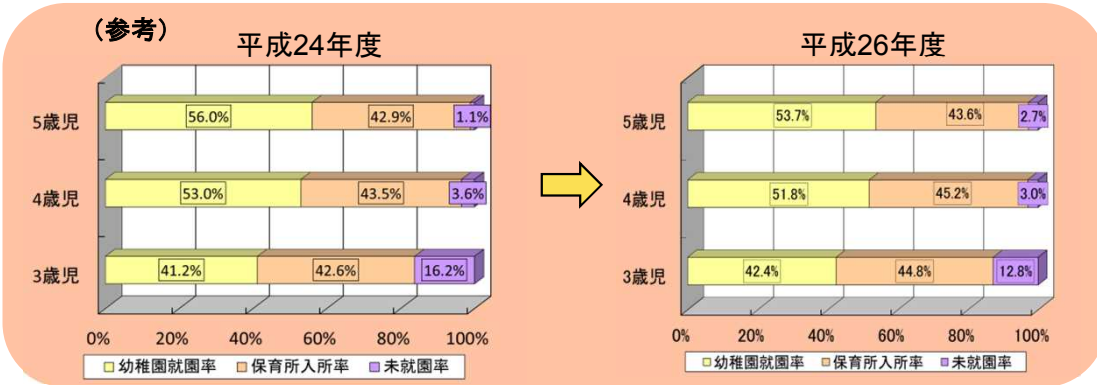
<主として初等中等教育関係>

(成果指標①) 幼稚園等の就園率の増加

→ 平成24～26年度の結果を比較すると、増加

幼稚園就園率・保育所入所率(推計)

93.0%(平成24年度) → **93.9%(平成26年度)**

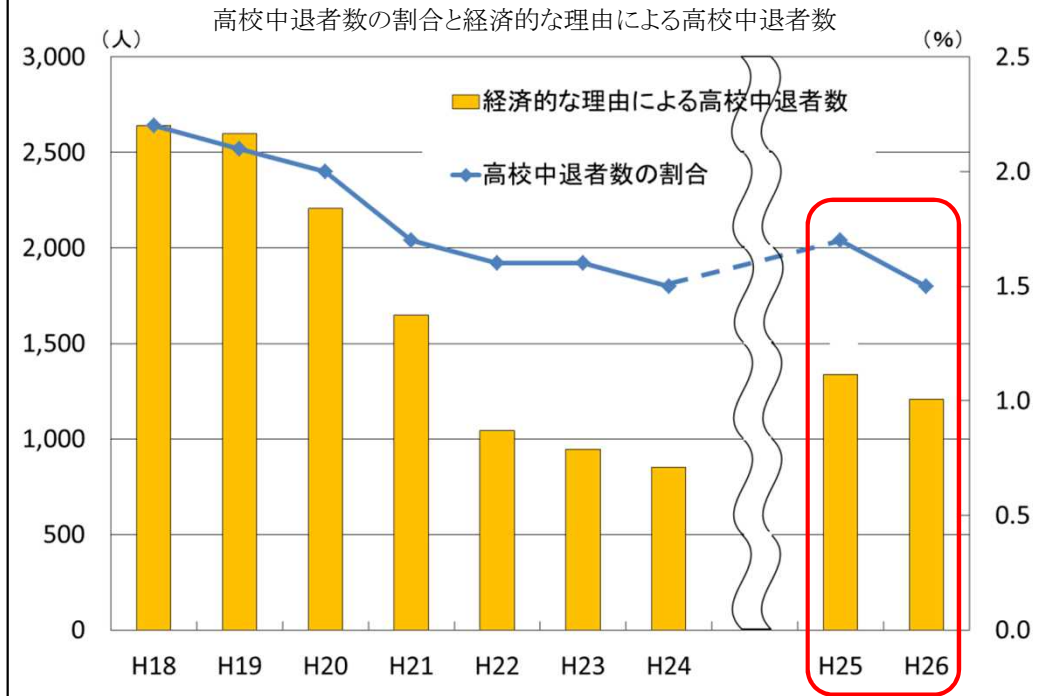


(資料)「学校基本統計」(文部科学省)、「待機児童数調査」(厚生労働省)、「社会福祉施設等調査」(厚生労働省)、「人口推計年報」(総務省)より推計(文部科学省調べ)

(成果指標②) 経済的な理由による高校中退者の数の減少

(成果指標⑤) いじめ、不登校、高校中退者の状況改善 (高校中退者数の割合の減少など)

→ 経済的理由による高校中退者の数及び高校中退者数の割合については、平成25年度と26年度の結果を比較すると、減少



(注) 平成25年度からは高等学校通信制課程も調査に加えている。

(資料)「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査(平成18年度～平成26年度)」(文部科学省)

成果目標7(安全・安心な教育研究環境の確保)

子ども・若者等が安全・安心な環境において学習・研究できるようにするため、学校等施設の耐震化、防災機能強化等の教育研究環境の整備を図るとともに、自らの安全を守るための能力を身に付けさせる安全教育を推進するなど、学校等における児童生徒等の安全を確保する。

主な基本施策の進捗状況

基本施策19 教育研究環境の整備や安全に関する教育の充実など学校における児童生徒等の安全の確保

【基本的考え方】

- 学校施設は、児童生徒等の学習・生活の場であるとともに、災害発生時には地域住民の応急避難場所ともなることから、学校施設の耐震化や非構造部材の耐震対策を含む防災機能の強化、老朽化対策を推進する。
- また、学校においては、安全の確保を保障するとともに、児童生徒等がその生涯にわたり自らの安全を確保することのできる基礎的な素養を育成していくことが求められることから、国公立を問わず、学校安全の推進に関する計画に基づき、主体的に行動する態度を育成する防災教育等の学校安全に関する教育や学校における組織的取組の推進、地域社会、家庭との連携の強化等を図る。

19-1 安全・安心な学校施設

● 学校施設の耐震化の推進

- ・非構造部材を含む学校施設の耐震化について、必要な予算を確保するとともに、各地方公共団体等への働きかけを行うなどにより、取組を推進。
- ・津波対策としての避難経路の整備や移転改築への支援、避難所としての防災機能強化等についても、必要な予算を確保するとともに、講習会の実施等により、取組を一層推進。
- ・学校施設の老朽化対策についても、必要な予算の確保に努めるとともに、地方公共団体における学校施設の長寿命化計画策定のための支援や講習会の実施等を行うことにより、取組を一層推進。

19-2 学校安全の推進

● 安全教育の充実

- ・中央教育審議会学校安全部会において、安全教育の指導時間の確保等、今後の学校安全の基本的な施策の在り方を中心に専門的に審議を行い、平成26年11月に「審議のまとめ」を取りまとめ。
- ・「学校事故対応に関する調査研究」有識者会議を設置し、学校事故の再発防止に向けて、これまで発生した学校管理下での事件・事故災害に15
おける学校及び学校の設置者の対応について実態調査を実施、分析。

主な成果指標の達成状況

<主として初等中等教育関係>

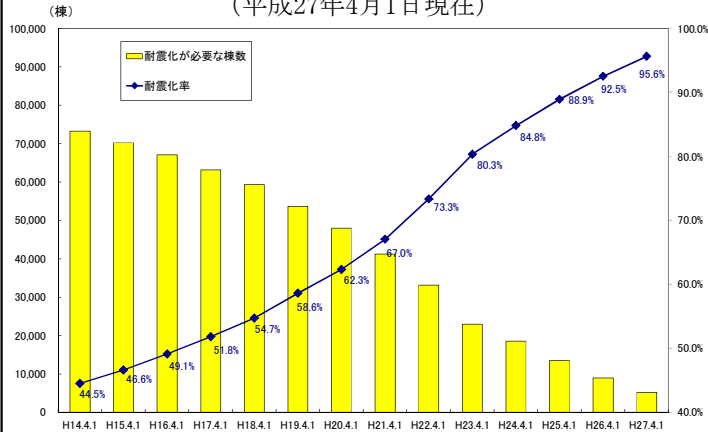
(成果指標①) 学校施設の耐震化率の向上

公立学校: 平成27年度までのできるだけ早期の耐震化の完了を目指す

私立学校: できるだけ早期の耐震化の完了を目指す

→ 公立学校、私立学校ともに耐震化率は向上

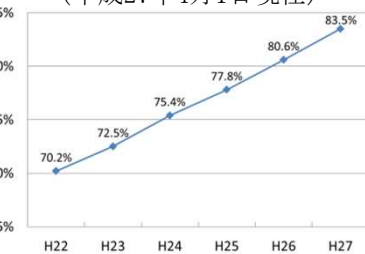
公立小中学校施設の耐震化率
(平成27年4月1日現在)



(注) 非木造建物の推移。

(出典)「公立学校施設の耐震改修状況調査(平成27年度)」(文部科学省)を基に作成。

私立学校施設
(幼稚園～高等学校)の耐震化率
(平成27年4月1日現在)



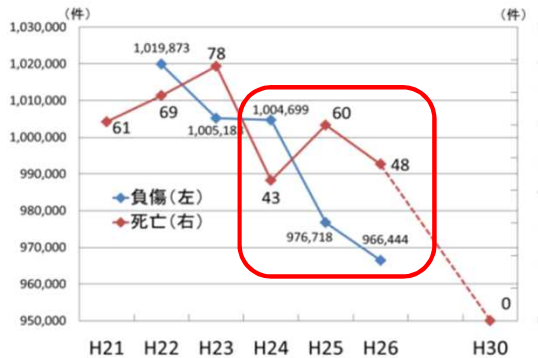
(資料)「私立学校施設の耐震改修状況調査(平成27年度)」(文部科学省)を基に作成。

(成果指標③) 学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少、死亡する児童生徒等のゼロ化

学校管理下における事件・事故災害で負傷する児童生徒等の減少、死亡する児童生徒等のゼロ化

→平成24～26年度の結果を比較すると、学校管理下における負傷事故の発生件数は減少、死亡事故の発生件数は増加

学校管理下における負傷・死亡の発生件数



(資料)「災害共済給付状況(平成23年度～26年度)」(独立行政法人日本スポーツ振興センター)
「学校種別の災害発生状況・給付状況(平成21年度、22年度)」(独立行政法人日本スポーツ振興センター)

(成果指標②) 避難所に指定されている学校の防災関係施設・設備の整備状況の向上

→ 平成24～27年度の結果を比較すると、整備状況は向上

	H24	H25	H26	H27
体育館のトイレ	79.8%	80.5%	81.2%	82.3%
屋外から利用できるトイレ	67.5%	69.1%	69.6%	70.6%
非常用の通信装置	40.0%	46.8%	55.8%	61.3%
防災倉庫／備蓄倉庫	38.4%	41.7%	47.2%	51.5%
貯水槽、プールの浄化装置等	33.5%	35.1%	36.3%	37.7%
停電に備えた自家発電設備等	27.5%	34.2%	40.2%	43.9%

(資料)「学校施設の防災機能に関する実態調査(平成27年度)」(国立教育政策研究所)
(注)各年度の5月1日現在の値であり、公立学校(小・中・高・中等・特)の値である。

四つの基本的方向性を支える環境整備

主な基本施策の進捗状況

基本施策23 現場重視の学校運営・地方教育行政の改革

【基本的考え方】

- 教育委員会について、その責任体制を確立し、現場の問題に迅速かつ的確に対応できるよう、抜本的な改革を行う。
- その際、基本施策20に掲げた活力あるコミュニティ形成の観点も踏まえ、地域の意見や力を学校運営に生かすとともに学校を地域活性化の拠点として位置付け、学校のことは学校自身が地域住民や保護者の意向を踏まえ決定することや、政治的中立性、継続性・安定性を引き続き確保すること、国の責任で全国的な教育の機会均等と教育水準の維持向上を行うことに留意しつつ、より現場に近いところへと権限を委譲する方向とする。まずは、コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)の更なる普及促進を図るなど「地域とともにある学校づくり」や教育委員会の活性化等の取組を推進する。
- あわせて、学校評価の推進とその結果に基づく学校運営の改善など、学校の組織運営体制の確立に向けた積極的な取組を推進する。

23-1 地方の主体性、創意工夫が生かされる教育行政体制の確立

● 教育委員会改革

・教育委員会の責任体制の確立等を図る「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を改正する法律が成立、平成27年4月1日より施行

基本施策24 きめ細かで質の高い教育に対応するための教職員等の指導體制の整備

【基本的考え方】

- 世界トップレベルの学力、規範意識、歴史や文化を尊重する態度を備えた、これからの知識基盤社会、グローバル社会を生き抜く人材の育成を目指し、基本施策1から3までに掲げた教育の実現など学校が抱える期待や課題に応えるため、きめ細かで質の高い教育を支える指導體制の整備が必要である。また、地域間での義務教育における環境の格差が生じており、家庭の経済状況による教育格差も指摘されている。とりわけ人材育成の基盤である義務教育については、国の責務として機会均等と水準確保を図り、学びのセーフティネットとしての機能を十分に果たすようにすることが肝要である。
- こうした観点から、少人数学級の推進をはじめ、習熟度別指導、小学校における専科指導、補習等の学習支援など学力向上、特別支援教育、いじめ問題への対応など教育再生につながる教職員等の指導體制の充実について、効果検証を行いつつ、今後の少子化の進展や、国・地方の財政状況を十分勘案しながら、教職員配置の適正化を計画的に行うなどの方策について検討する。
- あわせて、教員の大量退職に伴う採用倍率の低下の下で、近年の非正規教員の増加傾向に歯止めをかけるとともに、質の高い教員を確保する方策について検討する。

主な基本施策の進捗状況

24-1 学級規模及び教職員配置の適正化など教職員等の指導体制の整備

● 教職員指導体制の充実～授業革新やチーム学校などの推進～

- ・平成27年度予算においては、少子化等に伴って教職員定数が減少する一方で、授業革新などによる教育の質の向上、チーム学校の推進、個別の教育課題への対応などに必要な500人の加配定数の改善を実施。

基本施策25 良好で質の高い学びを実現する教育環境の整備

【基本的考え方】

- 新学習指導要領の着実な実施を図り、良好で質の高い学びを実現する教育環境を確保するため、学習活動への適応性、エコスクール化、バリアフリー化、地域の生涯学習の拠点や地域に開かれた学校とすること等に配慮した施設整備が計画的に行われるよう促進する。
- さらに、「義務教育諸学校における新たな教材整備計画」に基づく計画的な教材の整備や観察・実験、実習等の教育活動を充実させるための施設・設備の整備、協働型・双方向型の授業革新や校務効率化に向けたICT環境の整備や「学校図書館図書整備5か年計画」等に基づく学校図書館の整備の充実等を図る。

25-1 良好で質の高い学校施設の整備

● 老朽化対策

- ・厳しい財政状況の下、コストを抑えながら建て替えと同等の教育環境を確保できる「長寿命化改修」を推進するため、地方公共団体職員を対象とした講習会の開催などを通じて、普及啓発を実施。また、地方公共団体による学校施設の長寿命化計画策定の具体的手法等をまとめた手引を作成。さらに、手引を基に個別施設計画を策定する地方公共団体を支援する「学校施設の個別施設計画策定支援事業」を実施。

25-2 教材等の教育環境の充実

● ICT 環境の整備・充実

- ・「教育のIT化に向けた環境整備4か年計画(平成26～29年度:4年間総額6,712億円)」を策定し、平成27年度は、地方自治体における学校のICT環境整備に対して、1,678億円の地方財政措置が講じられた。また、校内LANを整備する際に必要な経費の一部を補助し、学校のICT環境の整備促進を図った。

【参考】

- ・教育用コンピュータ1台当たりの児童生徒数 平成24年度:6.54人 → 平成26年度:6.4人
- ・普通教室の校内LAN整備率 平成24年度:84.4% → 平成26年度:86.4%
- ・超高速インターネット接続率 平成24年度:75.4% → 平成26年度:81.6%
- ・校務用コンピュータ整備率 平成24年度:108.1% → 平成26年度:113.9%